

と言ひしが、楊士奇、楊榮等は兵起りて以來天下寧歲なし、之を罷めて百姓を息はしめんと請ふ、帝、士奇等が言を聽き、盡く軍民を撤して北に還らしめ、征南の兵を罷む、時に千四百廿九年なり、然れとも、帝の世は名相、心を協せて政を輔け、帝も亦英明の君主なりし、らば、内治承平にして民庶其業と樂めり、嘗て士を取るの法を定め、南人の文、北人の寔、各其能によりて擢てしめ、少年にして登第する者、才を恃みて民を毒するあらんとを恐れ、年廿五以上にして始めて舉に應せしむ、又天下、府州縣の倉を修めて穀を積み、水旱に遇へば以て貧民に貸す、而て邊防の帝の最も意を用ふる處として、屢邊を巡りて武を閱し、時に兀良哈の塞に運るを擊破せしことあり、蓋し帝は仁宗の緒を繼ぎ、國力を休養し、民庶を撫愛するを以て施政の方略とせり、されば仁宣二帝の世は明、極盛の時代なりとす、帝在位十年にして崩す、太子祁鎮立つ、之を英宗と爲す、千四百三十六年、

英宗位に即く、時、方に九歳、張太后先帝の遺詔により、國家の重事を行ふ、太后、性明敏なり、大政なれば内閣に送らしめ、楊士奇等が議を俟て決し、然る後に行ふ、時に奇、楊榮、楊溥、と心を同して政を輔く、時人之を賢とし、三楊と號す、此際、官者王振あり、狡黠多智、帝の太子たりし時、朝夕左右に侍して寵あり、位に即くに及びて權を擅にして威福を弄す、既にして五年、張太后上僊し、楊榮亦没し、士奇、疾と以て出でず、溥一人年老ひて、委靡振はざりしかば、内閣の柄悉く振の攘む所と爲り、遂に諫臣對球を殺し、大臣の已に附かざる者を去る、既にして士奇卒し、尋て溥の卒するに及びて、振また忌憚する所なし、是より先き瓦剌の太師脫歡阿魯台を殺し、諸部を併吞して勢凌く強盛

なり、脱歎死して子也先嗣く、益横恣にして屢塞を犯し、北邊事多し、諸將に敕して邊備を嚴にせしむ、既にして也先大同に寇す(紀元千四百五十年)至る所陥らざるなく、邊報頻りに至る、王振帝を狹んで親征せしむ、官軍五十余万人、居庸關を出て宣府に至る、群臣留らんと請へども王振聞かず、進て大同に至り始めて師を班す、也先軍後を襲ふ、次日土木に至る、虜伴り退き、我軍回旋の間、行列の乱るに乗して大呼蹂躪して入る、我軍終に大に潰る、振等皆死し、張輔、鄺埜等重臣數百人亦戰没し、虜兵帝を擁して去る報至る、京師大に震ふ、皇太后使を虜に遣して駕を贖はんと請へども許さず、乃ち百官を集め議して郕王と立つ(千四百五十年)

景帝名は祁鈺、英宗の弟なり、既に立つ時に虜大兵と以て直に紫荆關に入り進て京師に向ふ、朝野洶々、人に固志なし、侍講徐珵南遷せんと言ふ、

獨り兵部尙書于謙言ふ、一たび動かば則ち大勢盡く去らん、宋の南渡鑒るべきなり、遷を言ふ者ハ斬らんと、群議乃定る、虜進て京城に迫る、武清伯石亨接戰最も力む、虜其備あるを見て少く沮む、既にして王師四方より至り、軍大に振ふ、虜復た上皇を擁して去る、

時に瓦剌の君臣鼎足の狀を爲し、也先、脱々不花及び阿剌、互に隙あり、脱々不花、遂に使を遣じて來貢す、尋て也先大同を攻めしが、總兵郭登孤軍を以て死守之を退く、也先また宣府に寇せしが、都督朱謙の敗る所と爲る、是に於て虜稍く兵を厭ひ、遂に使を遣じて和を議し、上皇を送り還す、

上皇既に還りて、南城に居る、務めて人心を収む、而て帝頗る聲色奢侈を事とす、上皇の太子見深を廢して帝の子見濟を立て太子と爲すに及び、朝臣異議を懷く者多し、帝と上皇との間亦寢く隙を爲す、八年帝の不

豫なるに乗して、石亨御史、除有貞及び宦者曹吉祥等と謀り上皇を迎へて位に復さしむ(千四百五十七年)

英宗、太上皇たること七年にして復位す、迎復の功を論し石亨、徐有貞の宦爵と進め内閣に入て機務を典らしむ、亨、有貞等、于謙を誣ひて之と殺し、羅織する所甚多し、亨は最も横恣にして勢焰熾炳、帝之に堪ゆる能はず、李賢と謀りて之を誅す、亨誅せらるゝに及びて、吉祥自ら安せず、漸く異謀を蓄ふ、越て二年、養子欽と謀り帝を南宮に幽し、皇太子と立てんと欲す、事覺りて誅せらる、

帝、初め幼冲を以て位を嗣ぎ、未だ世故に諳せず、故を以て王振權を擅に心國を誤ることを致す、北狩、踰年にして歸るに及びて、艱難備さに嘗め、人の情偽悉く之を知る、されば位に復するに及びて、躬政務を親らし、權奸を誅鋤し、頗る精明の治ありしといふ、復位八年にして崩す、皇太子

見深即位す、是を憲宗と爲す、千四百六十五年

是より先き、景帝の末年也、先、阿剌の爲めに殺され、未だ幾ばくならずして鞏鞏部の李來、阿剌を殺し脱々不花の子、小王子を乞ふ、是より鞏鞏の勢盛にして常に遼東、寧夏の邊と乱れり、帝の世に至て、李來、小王子等と其属を率て河套より移り、遂に西邊に逼近し、延綏地方と抄掠すること虚時なし、(河套は寧夏より偏頭關に至る數百里の地方にして、長城外内蒙古及び西域地方を控制する要地なり)程万里以て腹心の患と爲し、備あるに乗して其巢穴を衝かんことを請ふ、帝允さず、

帝、また西廠を置き、民の利害、官属の賢否を刺せしめ、宦者汪直をして其事を掌らしむ、直、よりて恣肆至らざるなく、朝野其威を懼れ、賄賂狼籍たり、商賈、直が十罪を數めしむ、之を去る能はず、直が横暴、中外、舌を結べり、帝たましく、内使阿丑が談諧によりて、遂に直が職を削り、之を貶せし

が尋て僧繼曉を尊信し、李孜省亦た芹水を以て幸せられ、宦者梁芳等を
援引して威福を作す、而て内閣の臣、萬安、劉吉等、俱に姦邪の小人にして
涇多かりき、帝在位廿三年にして崩す、太子立つ、之を孝宗と爲す、千四百
八十八年
孝宗位に即き、李孜省、梁芳を獄に下し、其黨趙王芝等を誅して邊と成ら
しめ、繼曉を捕へて民と爲し、尋て之を誅し、萬安、劉吉等を遠竄し、後再び
劉大夏、玉恕、馬文升等を登用し、朝廷復た清明なり
是より先き、韃靼の小王子、套中に往來出沒して、寇を爲す、諸虜相倚りて日
に強く、遼東、延綏ともに殘はれぬ、乃ち總制王越に命じて之を討たしむ
越、兵を三路に分ち、小王子を賀蘭山より襲ふて之を敗る、既にして虜、大同
に寇し、また寧夏の境より入る、其勢甚猖獗なり、然れども劉大夏の部署宜
を得、軍餉も充積せしかば、虜兵深く入る能はずして引き去る、此時また

哈密を經理せり、哈密は天山の南方にして、諸胡の要路たり、成祖其地に
哈密衛を置き、西域の喉襟とし、以て諸蕃の朝貢を通せしが、其後諸酋相
争ひ、機に乗して哈密城を襲破せり、帝に至りて、馬文升、巡撫許進、副將彭
清等に命じて往て討たしむ、二年にして哈密を復す、
帝孝仁恭謙にして頗る意を内治に用ふ、蘇杭の水利を經理せしめ、粟を
納れて官を得るの例を停め、禁兵を簡閲し、籍田に耕す、内閣の臣、徐溥、列
健、謝遷等、皆當時の名臣にして、心を協せて政を輔く、されば帝在位十八
年の間、海内靜謐なり、號して中興の主と爲す、崩す、太子立つ、是を
武宗とす、名は厚照、初め東宮に在りし時、宦者馬永成、谷大用、劉瑾、張永
等、八人、俱に事を用ふ、時人、八虎と稱せり、位に即くに及びて、劉瑾、事を用
ふる特に甚しく、たゞ帝を弓馬、鷹犬の遊に導き、國事日に非なり、劉健、
謝遷、韓文、李東陽等、疏して八黨の罪を論し、典刑を正さんと乞へども、帝

従ふ能はず、却て劉瑾を司令監に命じ、遂に韓文が職を褫ひ、劉健、謝遷、劉大夏等を罷む。諸賢相繼て朝を去りしも、瑾憾て已まず、詔を矯めて健、遷及び劉大夏、韓文、李東陽、王守仁等君子五十三人を目して奸黨と爲し、朝堂に榜示し、また之を殺さんと欲せしが果さず。

朝政、如是に溷濁し、地方亦た擾々として寇賊起る。四川の劉烈、陝西の藍廷瑞、副本怒、霸州の劉六、劉七等最も強くして各一方に據り、慶王寅、繡亦た劉瑾を誅するを以て名として兵を擧ぐ、京師爲に震ふ。遊撃將軍、仇鉞、討て慶王を平らけ、總制洪鐘等亦た廷瑞、本怒を擒せり、因りて劉瑾捕はれ、誅に伏せしが、權柄、猶内臣の手を去らず、魏彬、馬永成等、擅に朝政を擾る。江西、福建、湖廣等の地、通寇迹を絶たず、數年を経て王守仁、仇鉞等之を平げぬ、未だ幾ばくもなく、寧王震濂、反して南冒に據り、九江を破り、其勢頗る強盛なりしが、王守仁の擒する所となる。此際、帝また江彬、許泰等の

姦黨に迷ひ、北狩南遊概ね虚歳なかりき、されば帝在位十六年の間、政令の紊乱、綱紀の廢頽するを觀るのみなりき、帝崩して、太弟立つ、(千五百二十二年)

世宗、名は厚熹、性質嚴厲にして即位の初、數十年間は施設見るべきもの多し、初め楊廷和、諫諍して旨に忤ひ、朝を去りしより後、楊一清、張煥、桂萼等の閹臣相軋るの傾なきにあらざりしも、内政緒に向ひ、西北の諸鎮にも曾銑、劉天和等あり、天下望を屬せしが、帝頗る道教を崇ひ、方士を信じ、醮を宮中に建て、日夜齋修し、朝を視ざること經年なりしかば、諸弊茲に生し、奸臣、嚴嵩、寵任せられて事を專にするを得たり。

時に小王子、稍く兵を厭ひ、幕を東方に徙せしも、其族吉囊といひ、俺答といふ者、雄黠にして兵を喜び、河套に居りて諸部の長と爲り、連年諸邊を蹂躪せり、既にして吉囊死し、河套の勢、分裂す、曾銑、河套を復し、國家万年

の計を爲さんと請ひしも、朝議允さず、既にして俺答大同に寇し、宣府に入り、聲勢甚昌なり、嚴嵩乃ち曹銑妄りに邊釁を開くと論し、斬に處す、二年を経て、俺答諸部大舉して入寇し、直ちに保定、通州に逼り、京城を犯す、(紀元千五百五十年)嚴嵩曰く、塞上の敗は掩ふべきも、葷下の敗は掩ふべからず、寇飽かば自ら颺去せんのみと、總兵仇鸞と門を閉ちて出でず、虜焚掠すること三日、進て諸陵を犯し、良郷以西を轉掠して、始めて塞を出て去る。

鞏固の驕暴、此邊に盛なると同時に、南方頻海の地は倭人のために窘められぬ、初め徽州の海賊汪直なる者あり、日本不逞の民を糾合して、侵掠を事とす、江蘇、浙江、福建等の地、殘戮せざるなし、明軍至れば、忽ち海に泛び去る、此の如きもの帝の世と終るまで幾と寧日なし、當時南倭北虜と並べ稱して、最も人の懼る所となれり。

帝不豫なり、方士長生藥を進む、帝之を服して疾劇し、乃ち崩す、(紀元千五百六十六年)太子立つ、是を穆宗と爲す、

穆宗名の載垢、數世以來、紀綱弛廢し、流賊蜂起す、而て北虜の侵掠益甚し、偶、俺答が孫、把那、故ありて來り降る、總兵王崇之を納れて、俺答を招きしかば、答、遂に使を遣して款を送る、是より邊患稍息むを得たり、當時高拱、張居正等前後内閣に入つしが、未だ爲すあらずして、帝崩す、在位六年、太子立つ、是を神宗と爲す、(千五百七十三年)

神宗名の翊鈞、即位の初、張居正、首相と爲る、居正、權數ありて治道に明なり、慨然として天下を以て己か任と爲す、其の政を爲すや、主權を尊ひ、吏實を課すを以て主眼とせり、故に其執政十年の間、朝廷嚴肅、紀綱稍振作するを得たり、然る後、王錫爵、申時行等次て相と爲りしが、政を爲すこと、また居正に及ばず、

是より先、長白山の北、滿州の諸部落紛亂し、攻戰爭奪久しく已まざりしが、紀元千五百八十四年の頃、奴兒哈赤なる者兵を起して、尼堪を略し、圖倫城に克ち、張海色失の諸酋を蠶食し、勢漸く加ふ。尋て明廷の陞爵を受け、遂に諸夷に雄長として、其威日に益強し、奴兒哈赤姓の愛親覺羅氏、東韃靼、建州の人なり。是を清の始祖とす。既よして、寧夏、哱拜の亂ありて、全陝を震動せり。春より冬に、逮び明軍、糜費巨万、殺傷甚衆し。後、李如松等討て之を平らぐ。此年日本の豊太閤攻めて、朝鮮を陥る。宋應昌、李如松等之を援けて、克たず。急に和を結びしが、忽にして破れ、再び將軍劉綎等を遣して、利あらず。かく前後紛冗の間、師數十万、餉數百万を喪ひ、更に勝算なかりしが、たましく太閤卒して、師を班へすに及びて、其禍始て息む。此時に至りて、國用大に匱乏を告げ、遂に中官を遣して、各處に鑛を開かしむ。其後、稅使を各省に増設し、天津の店租、廣州の珠監、浙江、福建、廣東の市舶等、到

處の都邑、關津に中使を置き、推取せしむ。中外の諸臣諫疏すれども、帝俱に聽かず。加ふるに、年々災旱頻りなりしかば、民生を聊せず。相集りて、盜を爲し、變亂遂起するに至れり。然るに、當時廟堂の上は、群臣各、國本と爭ひ、漸く門戸を分ちて、相攻む。顧憲成、罷り歸り、同志高攀龍、錢一本等と、學を東林書院に講じ、往々、時政を諷議し、人物を秤量す。氣節を負ふの士、相應和して、東林の名大に著る。而て堂上互に証訐して、罅隙彌深く、臺諫亦た齊楚、浙の三黨ありて、並に東林と攻め、已に異なる者と排する事となす。獨り閩臣葉向高、之を愛ひ、累疏して、匡救の道を論ずれども、行はれず。尋て朝を去る。明室の有様實に如是なるに方り。北方、奴兒哈赤の勢は益盛よして、既に環境の諸國を併せ、蒙古の諸部と服し、紀元一千六百十六年、遼州に於て即位す。遂に兵を率て南侵し、遼陽に逼る。諸堡相次て陥り、將士死するもの

數万京師大に震ふ、兵部尙書楊鎬帥四十万を四路に分つて塞を出て復た敗績し、舉朝氣を失ひ、遼陽洶々たり、帝在位四十八年にして崩す、太子立つ、是を光宗と爲す、在位僅に三旬にして崩じ、皇長子即位す、是を熹宗皇帝とす、千六百二十一年、熹宗名は由校、位に即て宦者魏忠賢を寵す、忠賢乳媪客氏と私して先づ内庭を乱る、太監王安を殺し、宮賓内侍凡て魏客と協ざる者は百計して之を殺す、然れども、此時東林の勢盛にして趙南星、高攀龍、楊漣、左光斗等並に朝に列して激揚諷議せしかば、忠賢頗る之を憚りて、外朝の事に於ては敢て大言肆ならざりき、漣が忠賢の廿四罪を疏するに及びて、朝臣公憤して上疏する者百餘人に下らざりしが、帝の庸愚なる、却て群臣の附和を責め、忠賢を褒す、忠賢、崔呈秀と謀りて遂に正人を傾陷す、即ち楊漣、高攀龍等十余人を殺し、其他或は籍を削り、或ハ邊に戍す、東林黨人の

姓名と天下に示し、又天下講學の書院を毀てり、是に於て、君子正人一空しく亡國の兆愈逼れり、此時奴兒哈赤既に瀋陽を陥れ、遼陽に通る、經略遼應泰等之に死して遼陽亦陥る、滿州の兵遼河を渡りて西平堡を攻む、王化貞之を救ふて大敗し、西城陥る、清兵進て寧遠城を圍む、參政表崇煥、將士を集め誓て死守す、奴兒哈赤克つ能はず、憚りて歸る、既にして奴兒哈赤、瀋陽城に殂す、千六百二十六年、是を清の太祖とす、第八子皇太極嗣ぐ、滿州兵錦州を圍む、崇煥援て之を解く、忠賢其功を忌み、構陷す、帝崩す、在位七年、信王入りて位に即く、是を毅宗と爲す、千六百二十八年、毅宗名ハ由檢、熹宗の弟なり、位に即くに及んで、大に意を治に傾けしも、時既に明の末造となり、亦た之を奈何ともする能はず、流賊益起りて底止する所を知らず、加ふるに、滿州、愛親覺羅、國號を清と改め、勢威日に盛

にして、遂に進んで燕京に迫る、時に紀元千六百二十九年なり、帝即位の翌年、逆案を定めしも、更に何等の效なく、叛逆の徒益暴威を逞くして、天下を横行せり、就中、李自成、張献忠の二賊、最も強大なり、紀元千六百四十年、張献忠、劍州を陥れ、翌年、李自成、河南を陥れ、福王常洵を弑せり、其翌年、自成又た封城を陥れ、翌年に又た承天を陥れ、終に潼關を破れり、此時、張献忠既に死せしも、李自成、益猖獗にして、紀元千六百四十四年、遂に京師を陥る、帝萬歲山の壽皇亭に於て自殺す、公主、公妃、亦死し、群臣の難に殉せしもの、范景文、倪元潑、施邦曜、等數十人に及べり、吳三桂、乃ち援を清に請ひ、李自成一討ち、遠く西奔せしめたり、是に於て、清入りて燕京に都す、明遂に亡ぶ、十六世、二百七十六年なりき。

去れども、明の王族、尙ほ盡きたるに非ず、神宗の孫、福王、名、由崧、南京に立つ、(紀元千六百四十五年)、翌年、唐王、繼で福州に立ち、又た翌年、永明王、名

由崧、肇慶に立つ、清軍に攻められ、或は南寧に奔り、或は梧州に逃げ、或は安陸に行き、或は雲南に奔り、永昌に逃げ、紀元千六百六十一年、遂に滇城に崩す、而して明の遺臣、鄭成功、獨り臺灣に據りて、義を唱ふ、
明の財政、明の租税法は分て租、役の二とす、租とは田畝より徴収し、役とは丁に課するなり、租は官田毎畝に五升三合、民田毎畝に三升三合とす、重租田は八升五合、没官田は一斗二升を徴す、但し江蘇は曾て張士誠に属し、明師に抗せし故に、浙西は地の膏腴なる故に、或は租を加へて、每畝三斗五升より七斗余に至る者あり、徵租は毎年夏秋の二期とす、役は太祖の初、田一頃に付丁夫一人を出し、三十日間役に供せしむ、後之を改めて一百十戸を一里となし、每里分ちて十甲となし、每甲民の貧富により分ちて上中下の三等となし、力を量りて役に供せしめ、每十年民の貧富を量り、甲戸と更編せしむ、

明初には、租役の法善々行はれしが、爾後弊害叢生し、諸種の名義を以て徴収するもの過多なるに至れり、是に於て、張居正、相となるに及びて一條鞭法を行ふ、此法は一府縣の租役等を總勘し、之を其府縣の面積に割付け、以て毎年一畝より官に納むるもの若干と定むるなり、此定額外一毫も取るを允さず、諸種の雜稅悉く之を廢止す、是より賦役一に歸し、官民其慶に頼れり、然るに我豊太閩朝鮮を征せし時、明兵を發して朝鮮を救ひ、軍資餉糧糜費數百萬、尋て清朝と兵を構へ、經費支へざるを以て、田租を加徴すること、毎年五百二十万兩に上れり、其後國事益多端に赴き、國計愈窮窘し、田賦を増徴すること前後數回、遂に毅宗の初には、常額外に徴収するもの、二千餘万兩に上れり、尋て流賊四起し、府庫罄盡するに至り、益救諭と下して獻金せしめたり、是より官民俱に窮して、遂に亡滅するに至りぬ、

明の兵制 明の兵制ハ之を大別するに二となる、上十二衛及び衛所兵是なり、上十二衛は天子の禁兵にして、常に京師に駐屯し、護衛に供す、衛所兵は全國の鎮兵なり、全國を分ちて五軍府の所轄となし、五軍都督府を京師に置いて、之を管するの所轄地方には衛所を設け、每衛に都司を置き、其部下に管理せしむ、以て地方を鎮撫し、盜賊に備ふ、また更に各衛兵をして、更番京師に戍守せしめ、以て勞苦を均ふす、若し事ある時は、朝廷將校を命し、衛所の兵と率て出征せしめ、事終れば、將校は朝に還り、兵は衛所に還る、故に將校、兵を擁して尾大不振の患あるなし、蓋し明の兵制たる、中央政府に兵權を握り、以て地方尾大の患を防ぐの意に出でしは、猶宋の兵制の唐末藩鎮の禍を避くると、同一意なり、而して、其結果も亦た同一に兵弱救ふべからざるに至れり、即ち上十二衛の兵は、明初精銳と稱せしも、後漸く惰廢し、憲宗の時より親信する宦官を

用ひて禁旅を続べしめ、加ふるに宮禁に工事あれば、兵を用ひて役も當らしめしより、兵の名ありて其實なく、其後兵員交替の際、賄弊行はるゝに至り、富者は長吏に重賄を納れて苟免するも、貧者は老疲にして猶免役すると得ず、之を終るに官軍、賊を見て色を變し、砲を聞て潰ゆるに至る、故に李自成、烏合の衆を驅りて、北京城を陥るを得た、また衛所の兵も、中葉以降、尙文卑武の習俗に捲かれ、兵制の惰廢するに従ひ、兵自らも自重せず、又練操に服せず、唯だ游手惰食の徒に過ぎりしかば、其數多しといへども、精強なる清兵に當る能はざるは固より其分なり、支那に於て礮器を使用せしは、明代よりして盛となれり、是より先き南宋の初、既に火器を用ひしことあり、元に至りて、金の蔡州城を攻撃するも、専ら之を用ひたり、此後造式傳らざりしが、明の成祖交址を平らぐるに及び、神機鎗礮と傳へ、神機營を置けり、後世宗の時、佛朗機礮を傳へ、神宗

の朝に紅夷礮と傳ふ、是より益盛よして、毅宗の初、徐考喫は支那在留の西洋人をして銃礮を造らしめたり、明の學術并に教育、明は最も教育に熱心せり、讀書士子を待遇すること優渥にして、且つ讀書試を経たる者に非ざれば、官途に登庸せず、故に名譽の歸する處、富貴の在る所、學術も非らざれば、之を得る能はず、是れ明時教育の隆盛を致せし所以なり、然れども、所修の學派一定して異論を立て奇説を發する能はず、思想の自由を拘束し、智識の發達を妨絶し、遂に開化の路を壅塞せり、是弊や宋以來、然る所にして、明に至りて、益々其弊を積みたり、

明の學校の制は、分ちて國學及び府州縣學とす、國學は國子監と號す、京師に在り、學術俊秀なる子弟を擇て入學せしむ、祭酒司業博士あり、教授す、府州縣の學は、每府州縣に儒學教官を設け、以て其地の子弟を教訓せ

しむ、また書院ありて所在に講學せり。明の學術は、専ら宋の性理學を採れり、一には倫理を尊重して、徳行を修め、一には性理を推駁して、靜清を主とす、されば、明時の著書は鴻博なりと稱するも、其説く所は、皆に性理學を反覆詳重するに過ぎず、然るに中葉に至り、王守仁出て、良知良能の學を唱道せり、世に姚江派(王守仁は姚江縣人なる故に)或は王學と稱す、此學は宋の陸象山の學派より胎化し來りしものなり、(宋の陸九淵世に稱して象山先生といふ、朱熹と時を同くす、熹は問學を取れども九淵は徳性を主とせり)其要旨は禪學に類し、凡て身外の事物は耳目を感はし、精神と徒耗するものなり、故に清靜に心性を練磨し、靈智を活用せば、神定り氣一にして、天下の事物手に應じて治まらざるなしと、要するも朱子は禮に遵ひ行と謹み漸次澹泊の境に入らむとし、象山及び王子は心を治むれば、行ハ自ら之に従ふべしと

云へり、

明の民情、并に風俗、明の教育は、此の如く、専ら倫常を重じ、才藝を後にせしかば、一般民性の豹變を觀るに至れり、蓋し元の奇渥温氏は北人種を以て、入きて中國の帝たりしかば、中國古來の習俗を變化せしもの鮮からず、倫常に於ける教育の如きも、一般の學術と共に衰微せしかば、民性は僥薄に流れ、孝子悌弟の徒、忠國守節の士、寥寥として稀なりき、然るに明祖、南人を以て天下を得るも、及ひて、徳誼倫常を以て民性を誘勸せしより、節義の士蔚然として起り、論難の變に殉節者の多きと、其後宦官權を專にせし時、忤ふ者は誅せられ、違ふ者は貶せらるゝにも、管せず、朝廷の士、太夫慷慨激烈死を怖れず、罪を避けざるの情は、隱然明の社稷を維持せし力ありと謂ふべし、明既に亡ぶるも、南方の群士屢起て、恢復を計り、遂に力殫き死に至りて已む者鮮からず、また婦女子の如きも、倫理

に厚く、貞烈の行ありし者甚た多かりき。

明時の民業、明の代に當りて民業の發達せしは實に顯著なり、現今支那民業の隆盛なる者は皆明時より養成せし所なり、蓋し宋時民業を獎勵せしも、宋以降は北部悉く金に陥り、此地方の産業衰微せしは掩ふべからざる事實なり、元に至り、殖産の事は充分の注意を加へざりし故に發達せざりしが、明に至り、中葉以前は専ら民力休養を主とし、中葉以後は一般の風習奢侈に趨き、工藝の精巧を競ひしかば、大に民業と發達せしめたり。

農桑棉麻等は亦た明時よりして盛となれり、殊に蠶業は支那最古より進歩せし民業にして、昔時は東北地方に盛なりしが、其後東南各省に傳播し、唐宋を経て、浙江、江蘇、兩省は蠶業極盛の地となれり、明に至り益此業を獎勵し、浙江各府に令して、桑樹を増植せしめ、河岸堤塘凡て利地

あれば皆桑を植ゑ、彌望極目桑林をなすに至れり、棉麻も明時より支那全國に播殖し、隨て製絲織物の業は益隆盛に至り、政府は南京に織房を官設し、蘇杭に織染局を置き、陝西に駝羯及び羊絨を織造せしめたり、工業も明時に隆盛を致せり、中葉以後、風習奢靡に流れ、帝室は更なり富豪巨族等奢を圖はし、華と競ひ、宮室屋宇の建築家内の用器、金銀玉石の器物裝飾品等精巧を極めたり、因て建築術、彫刻術の進歩せしこと大なり、惟り鑛山事業に於ては、明は尤も損害を被むり、殊に金銀鑛の採掘に於ては民を害せしこと尠からざりき。

當時海外の貿易は、太祖の初め、市舶司を寧波、泉州、廣州の三所に設く、寧波は日本貿易場とし、泉州は琉球貿易場とし、廣州は占城、暹羅、及び西洋諸國の貿易場とせり、また葡萄牙人は廣東、香山、澳門に通商し、漸次盛繁に至れり、殊に廣東、福建、地方沿海の人民は船舶の業に習ひ、往昔より外國人

と交通するを喜び、早くより南洋群嶋に往來せり、故に此地方に於ける
海外貿易の發達は、他の沿海各地に比して甚だ速進せり、

清 紀元千六百六十二年より以降

世祖、名の福臨、明將吳三桂を助けて、李自成を伐ち、遂に燕京に入りて自
ら帝となる、抑も清の祖先を尋ねるに、初め遼金の末にありて、長白山下
に生し、姓と愛親覺羅といひ、國號を滿州と稱す、數世を経て、肇祖、興祖に
至る、興祖の子を景祖といひ、景祖の第三子を顯祖とし、顯祖の子を太祖
と爲す、太祖名の努爾哈赤、明の万曆十一年(紀元千五百八十三年)滿州圖
倫城に尼堪外蘭なるものあり、明を誘ひ、遂に景祖及び顯祖を殺せしか
ば、太祖大に怒りて、圖倫城を攻む、外蘭奔竄す、後、外蘭を獲て之を殺す、太
祖益す威武と振ひ、遂に諸部を侵畧し、大に版圖を擴めたり、又明軍を撃

て、頻年之に克つ、紀元千六百二十七年太祖殂し、太宗之に繼ぐ、性英敏果
決にして、罪親貸さず、功疏遺こさず、故に令信にして必ず行われ、戰克た
ざるなし、又た耕戰の制を設けしかば、養兵の費なく、國本愈牢し、王業大
に定まる、明を攻めて、大凌河城を取り、進んで錦州を攻めて克たず、去れ
ども清軍益強く、明軍風と望みて潰ゆ、後ち明來りて和を請ひしも、議遂
に決せず、攻伐奪攘互に勝敗ありしが、紀元千六百三十六年昌平に克ち
燕京に偏り、十二城を拔き、五十六戰皆捷つ、翌年太宗親ら兵甲十萬を引
率して、朝鮮を伐ち、王、李倧を奔らしむ、清軍益之と攻めて、王妃王子及び
群臣を捕獲し、李倧出で降る、翌年多爾袞ハ明將盧象昇と大に保定及び
鉅鹿に戰ひ、之に克つ、盧象昇戰死す、清兵進んで眞定を畧し、深く入りて
濟南を破り、明德王を擒にし、五十城を降す、後ち三年、明軍、松山を圍む、太
宗親ら大軍を引ひて赴援す、明將吳三桂等みな潰て、杏山に走る、翌年又

た松山を抜き、錦州を降し、杏山に克つ、明大に震動す、頻りに和を請せん
 とせしも、清遂に聽かず、貝勒阿巴泰を遣ひして明を伐たしめ、雁門より
 入りて薊州に會し、東の方、薊州に至りて十八州を降して還る、此年太宗
 殂し、世祖繼く、元を順治と改む、此時に當りて群盜蜂起し、海内糜沸の狀
 を呈す、殊に李自成、最も猖獗にして、已に燕京を陥れ、僭かに帝と稱し
 國を大順と號す、明將、吳三桂、援を清に乞ふ、世祖乃ち兵を遣はし、三桂を
 助けて、李自成を掃蕩し、遂に明に代つて天下を定む、
 世祖、銳意治を爲すに急にして、攻伐の傍ら、専ら典章制度を定む、或は孔
 子を祭り、春秋二期を例と爲し、或は攝政王及び諸王、貝勒等の儀仗を定
 め、或は故明の大學士馮陞をして更に樂章を定めしむる等、殆んで枚舉
 に遑わらず、時に保定の副將、王應登、政要七事を陳す、一に綱紀を立て、二
 に賢良に任し、三に邊寇を靖んじ、四に招撫を申ね、五に兵民を和し、六に

農桑を重んじ、七に貪婪を懲すこと、是なま、兵部尙書、洪承疇をして機政
 を佐理せしめ、又詔して時憲曆を頒たしむ、
 此時禍亂尙は未だ止まず、明裔諸王相尋いで帝と稱し、又た群小の盜賊
 諸處を攻掠す、將軍葉臣等を遣ひして三晉を伐たしめ、陳永福を太原に
 擒にし、李過を大同に破る、巡撫馬國柱、汾州を征し、山西悉く平らぐ、又た
 巡撫衛國允、真定の寇を破り、幾南始めて定まる、豫親王多鐸、揚州を屠り、
 後ち南京を取る、明主福王出て降る、英王阿濟格、左、夢庚を降だし、豫王、明
 大學士馬士英等と破りて、浙西を平らぐ、幾くもなく、明の遺臣、上下江、の
 師大に起り、又た明の諸王、江西の師起る、明將、吳志葵、蘇州を攻めて、大に
 清兵に敗らる、清軍進んで、明、上下江師を破りて之を平らぐ、明年、肅親王
 豪格、張獻忠を四川に征して、之を平らげ、尙書覺羅郎丘、大に賊、李汝田、見
 秀と破りて之と降し、貝勒傅託、大に明の魯王を破りて、浙東を平らげ、明

の總督楊廷麟南昌の兵を破りて吉安を取り、具勒博洛明の唐王を破りて之を執らへ、明將鄭芝龍を降す。芝龍の子成功憤慨自ら禁へず、兵を募りて巨艦に乗して去る。明の朱聿、廣州に自立せしかば、李成棟襲ふて之を執ふ。時に明の由榔立て帝と稱せしが、翌年李成棟之を撃て武崗に走らしむ。明の大學生陳子壯等兵を起し、克たずして死す。定南大將軍孔有徳等武崗に克ち、明王由榔廣西に奔る。去れども、明の遺孽尙は未だ平定せず。幾處の攻伐殆んど寧時なし。紀元千六百五十一年に鄭成功同安等六縣を取て進で漳州を圍む。其勢頗る盛なり。明の諸將又た力を得て、劉文秀は叙州に克ち、東西川を陥られ、李定國は桂林を襲ふて廣西を陥る。明年鄭成功福州を攻む。而して後ち明軍復た敗績し、李定國は敗れ、廣東は又た清に歸す。紀元千六百五十九年清兵滇城に入り、由榔王永冒に奔る。鄭成功鎮江を取り、金陵に入る。東南大に震ふ。清將梁化鳳大に鄭成

功を破り、甘輝を禽にす。翌年帝崩す。太子玄暉位に即く。聖祖名の玄暉世祖の次子なり。位に即て鄭芝龍を族誅す。成功の臺灣に卒す。明の軍全く平定に版す。帝亦た専ら治を求め罪囚を詳勘し、夾棍慘痛の刑の必ず已むを得ざる時に用ゐて、決して忽にせざらしむ。後數年よして、吳三桂反す。又た奸民楊起隆謀反して遁る。翌年靖南王耿精忠反し、閩寇、衢州を窺ふ。吳三桂兵を分て諸州を平らげ、陝西の總督王輔臣反して漢中を陥る。諸將討伐に力を盡せしも遽かに其效を奏する能はず。尋で蒙古察哈爾反す。大學士圖士海討て之を平らぐ。紀元千六百七十八年、吳三桂位を僭し、國を周と號す。勢頗る盛なりしが、幾もなく、三桂死し、其孫世璠僭號す。而して幾處の反賊未だ鎮定に版せず。互に勝敗あり。後ち吳世璠自殺して、雲貴平らぐ。後ち靖南王耿精忠反を謀りて誅せらる。此歲帝、皇太后を奉して、溫泉より行幸し、兼て塞外を巡察す。射獵して其

威を示し、蒙古の諸部頌服す。此時、天下、少康の狀を呈せしかば、帝、暑を瀾臺に避け、群臣を召して、遊釣せしむ。翌年、水師提督施琅、臺灣を討て、之を平らぐ。鄭の一族降る。其翌年、帝、東巡し、周公の廟を祭り、其後、東野沛然を以て五經博士を世襲せしめ、又た孔子廟に行き、三跪九叩頭の禮を行ふ。後四年、帝、南巡して禹廟を閲し、江南の賦二百二十余万を蠲く。又た親征して噶爾丹を破り、微恙に罹りて、返る。紀元千六百八十九年、魯西亞國使を遣はし、議して黒龍江の經界を定む。是に於て、東北數千里、化外不毛の地、悉く清の版圖に入る。噶爾丹侵略して、暴を極めしかば、帝親征して、拖諾山に至て還る。更に大將軍費揚古を遣はし、大に噶爾丹を昭莫多に破る。翌年、帝、又た親征し、噶爾丹自殺して、朔漠平定す。帝、大に治水を重んじ、親ら河工を巡閲して、遂に杭州に至る。後、又た南河を巡視す。又た侍衛拉錫をして、河源を探らしめ、翌年、又た南巡じて、河を閲す。紀元千七百十

清

一年、土爾其と交通す。此年、帝、又た通州の河堤を巡視し、又た北巡して、熱河に至る。後六年、廣東の總兵陳昂の奏請により、天主教を禁す。紀元千七百二十二年、帝崩す。帝、銳明にして、深く心を政治に用ゐ、民と休息して、財を傷らず、一事を多くせんより、一事を省くに如かず。と云ふことを以て、主旨とせり。又た人を用るよ、才學よりも、心術を重せり。太子胤禛、位に即く。
世宗、名は胤禛、聖祖の第四子なり。帝書史に耽り、善く文を属し、又た能く人材を評隲す。大學士に諭して曰く、國家養育人材、首重翰苑、必當立品端方、居心敬慎、と、而して科場には、僥倖の弊ありとて、之を矯正すべしと云へり。孫嘉淦なるもの、封事三と上る。一に骨肉を親み、二に捐納を停め、三に西兵を罷むること、是なり。即ち嘉淦を以て國子監司業となす。時に諸苗族反するもの多し、皆討て、之を平らぐ。浙閩總督滿寶の奏請によて

天主教を禁ず、後ち詔して廣東より象牙と進むるを禁ず、蓋し其華麗に過ぐるを以てなり、帝崩し、太子立つ、時に紀元千七百三十六年なり、高宗、名は弘曆、世宗の第四子なり、先帝の遺詔によりて、鄂爾泰、莊親王允祿、果親王允禩、及び大學士張廷玉と共に事務を總理す、帝、位を嗣ひて、楊名時を滇南より召す、時に年七十七、自ら斯道を以て已が位と爲し、一言一行、悉く中心の誠より出づ、此年卒す、太子太傅を贈る、又た大學士朱軾卒す、遺疏して財用を節し、公私邪正を慎むべきを勸む、此頃に至るも、諸苗族の騷擾絶へず、張廣泗、貴州苗を撃て、之を平らぐ、紀元千七百三十八年、孫嘉淦を以て直隸總督と爲す、會々水災あり、奏して山東穀三十万石を發し、飢民と濟ふ、又た水と引き、田に溉き、渠を開くこと、五百八十溝水に道水を通じ、道水に河を通じ、河水に淀を通じければ、水害去りて水利起りしと云ふ、翌年、帝自ら貢士を策試す、是歲、明史成り、尋て命して

遺書を採訪せしむ、翌年、湖南廣西、潯州武岡、嶺苗、同しく反す、皆討て之を平らぐ、紀元千七百四十七年、金川の土司、莎羅奔反す、雲貴總督、張廣泗等をして之を伐たしめしに、諸將多く律を失ひ、軍利あらず、副將張興、游擊孟臣等、戰死す、大學士訥親に命して、師を視せしめ、又た故將軍、岳鍾琪、と起して軍に赴かしむ、又た敗る、將相和せず、軍士解體す、詔して張廣泗を斬り、訥親に死を賜ふ、尋て岳鍾琪大に金川の蠻賊を破る、帝方略を憂勤し、軍書織る如し、乃ち陳大受を以て協辦大學士と爲し、軍機大臣に充つ、日夜帷幄に參して、時務を執掌す、此年、帝東巡して、闕里の孔廟に謁し、遂に泰山に登る、翌年、岳鍾琪、莎羅奔を降し、金川全く平らぐ、翌年、詔して功臣五十人の像を紫光閣に畫かしむ、翌年、帝江南を巡幸し、江寧の鍾山書院、蘇州の紫陽書院、及び杭州の敷文書院に各十三經、二十二史を賜ふ、越る一年、緬甸の麻哈祖、使を遣りして入貢す、後ち將軍班第、將軍永

常兵五万を引率し、兩月の糧を携へて達互齊を征し、之を禽にす、尋で副將阿睦爾撒納を叛す、班第之に死す、翌年、達爾黨阿、阿睦爾撒納を伐つ、翌年阿睦爾撒納死し、準部平らぐ、幾もなく、回酋和卓木、反す、將軍雅爾哈善、伐て之を走らす、和卓木初め頗る強りしも、二年の後、回人に殺さる、後ち三年、陳宏謀を以て兵部尙書となす、陳宏謀の外任に在ること三十余年、十二省を歴行し、二十一所に歴任す、心を風俗の利害興革に究め、次第に舉行す、毎に微細なる地圖を作りて、之を壁に懸けて審視すと云ふ、翌年、回部烏什民、乱を作し、辦事大臣蘇成等を殺す、納世通討て之を平らぐ、二年を経て、回部烏什又た乱を作す、衛明瑞討て之を平らぐ、是歲、緬甸孟良曾入寇す、總兵劉得成等敗績す、後二年、大學士楊應琚、緬甸を征して利あらず、乃ち將軍明瑞、大舉して緬甸を征して大に之を破る、翌年、明瑞緬甸と戦て死す、其翌年、大學士傅恒、緬甸を討て、之を平らぐ、後二年、土爾

扈特、來り歸す、衆十余万あり、朝野洶々として其詭計あるを疑ふ、帝、伊犁將軍、伊勒圖、一人にて之を經理する能はざるを慮り、舒赫德に命じて往て相度らしむ、赫德其他意なきを白ふ、帝之を嘉み、金川の土司、又反す、討て之を平らぐ、後ち尙州の奸民、王倫、反す、舒赫德討て之を平らぐ、又た金川を討ち、悉く之を平らぐ、後ち數年、戸部、天下州縣府庫の欠乏せる旨を奏しければ、帝大に怒り、盡く州縣不職者を罷めて、筆帖式等の官を以て之を代へんと欲し、之を大學士劉統勳に諮ぬ、統勳答へて曰く、州縣の百姓を治むるものなれば、當に身百姓たるものをして、之を治めしむべしと、帝以て然りと爲し、事遂に止む、越一年、蘭州の回教賊、叛す、蓋し循化の回徒、馬明心てふもの、朗誦の法を傳へ、新教と號し、默誦の舊教と相仇し、百余人を殺す、大學士阿桂に命じて之を討たしむ、翌年、甘肅の回民張阿渾、反す、阿桂之を平らぐ、尋で臺灣の民、林爽文、反し、彰化諸羅を陥い

る、將軍海蘭察討て之を平らぐ、翌年、兩廣總督孫士毅、安南を克つ、此外類年犯賊あり、皆な伐て之を平らぐ、紀元千七百九十五年、英吉利使を遣ひして交通す、是年帝位を皇太子に讓る、仁宗、各の永琰、高宗の第十五子なり、高宗を尊んで太上皇帝と爲し、又た千叟の宴を設く、金川の賊を平らげ、尋で白蓮教の賊を撃ち、大に之を破る、後ち劉清をして王三塊の賊を伐たしむ、翌年太上皇崩す、是歲襄陽の賊、姚之富、達州の賊、徐天德等起りて州郡を侵掠す、翌年平らぐ、又た王三槐を擒にす、尋で冉文僞を斬り、川北の賊平定に就く、其翌年帝始めて政と親らし、首めに劉權之を擢で、左都御史と爲す、時に苗賊海賊等ありしも悉く討て之を平らぐ、後數年、英吉利の軍艦十三艘、香山、雞頭洋に泊す、艦長度路利なるもの、軍艦三艘と以て黃埔に入る、諭して國に歸らしむ、十月の後に英艦去る、時に安南の阮福映、全境を復して、入貢す、依て之を

清

越南國王に封す、是より先き、安南久しく鴉片煙及び天主教を禁せしに、是歲英吉利軍艦十余艘、富良江に入る、安南、計畧を以て之を火攻し、其七艦を燒く、越數年、天里教亦た八卦教と名くの賊、李文成、林清、反し、京城を襲ふ、諸官伐て之を破り、遂に清を誅す、尋て李文成燔死す、宣宗、名は綿寧、高宗の第二子にして、仁宗の弟なり、兩廣總督阮元の奏請によりて、廣州の邊備を修めて、以て鴉片の輸入を嚴防す、又た趙愷、軫を以て閩浙總督と爲し、邊海の盜寇を平らげしめ、林則徐を以て江蘇按察使と爲す、回會の張格爾反しければ、陝甘總督楊遇春伐て之を破り、甘肅提督楊芳之を禽ふす、阮元を以て雲貴總督と爲し、邊夷を鎮靖せしめ、朱楨桂を以て廣東巡撫と爲す、翌年、浩罕、使を遣はして交通す、後ち鴻臚卿、黃爵滋の疎請によりて鴉片を禁し、又た林則徐を以て兩廣總督と爲し、英人の鴉片を輸入するを禁す、則徐兵威を以て英商に臨み、英商をして

數千函を呈せしめ、衆目の前に於て悉く之を焼く、又た英商を禁せしかば、英商大に怒り、清船を侵して去る、則徐大に海防を修す、適ま西班牙船を誤て英船と爲し、襲て之を焼く、英人之を助け、清兵利あらず、尋で香港に寇す、互に勝敗あり、翌年、英人、寧波を圍み、其女酋を擒にす、其翌年、清英和議起り、林則徐、忌者に中傷せられ、伊犁に謫せらる、英人、定海を陥れ、清將力戰して死す、翌年、英人又た乍浦を陥れ、尋で鎮江を陥る、茲に於て和を議し、鴉片の爲めに、償金二千六百万兩を出し、廣州、福州、寧波、廈門、上海を開て互市場と爲し、又た香港を以て、永く英國の有に歸せしめたり、此より、頻年、内國に叛賊あり、外に強敵あり、未だ枕を高ふするを得ず、殊に洪秀全の一賊、頗る猖獗なり、

く此に死す、世に長髮賊と呼ぶもの是れなり、洪秀全の廣東の天主教徒なりしが、自ら耶蘇の弟にして天父、エホワの第二子なりと稱し、愚民を煽動して兵を擧げしなり、然るに其勢殆んど當る可らず、遂に太平王と自稱して、象州に入る、後ち國號を僭して太平王國と爲し、侵畧至らざるなく、天下震動す、左宗棠、劉銘傳、曹國藩、李鴻章等各軍と督して賊と平げんとせしも、一勝一敗未だ容易に鎮定の狀況なし、折しも廣東の吏、英國領事館を焚き、爲めに葛藤を生し、翌年僅かに和を講せり、尋で天津の守兵、英佛の使を斬り、爲めに戰端を開き、英佛の軍進んで北京を陥る、帝、熱河に避く、遂に償金千二百万兩を出し、牛莊、登州、臺灣、潮州、瓊州、九江、漢江等を并せて互市場と爲し、以て漸く和を二國と講せり、時に紀元千八百六十年なり、又た黒龍江北二千七百里の地を割き、魯西亞に與へ、以て大に砲礮を購ひ、邊海の警戒を儼にす、此時、長髮賊の勢威尙は盛なり、帝崩

す、太子位に即く、
 穆宗名の載淳、文宗の長子なり、賊、上海を侵す、英、佛、米の三國、清廷に力を合して、賊を伐つ、賊大に敗る、又た左宗棠、雷正綰、李鴻章、都興阿、曾貞幹、曾國荃、彭玉麟等、各處に賊を破り、加ふるに、米、佛、英の諸軍相俱に賊を伐ち之を破る、賊勢日に萎縮し、千八百六十四年、金陵全く平らぎ、賊魁、洪秀全、自殺す、依て告祭の禮を行ひ、功臣を封爵す、秀全初めて亂を唱へしより茲に十五年にして、其金陵に據りしより十二年なり、殘賊の多少跳梁せしものありしも、期年ならずして、誅に伏す、後ち天津の民、佛人を殺し、教堂を焚く、曾國藩、辦理の任に當り、李鴻章と謀り、罪首十五人を誅し、徒黨二十二人を流し、教堂を改築し、償金を出し、事漸く平らぐ、翌年、香港、上海、間、海底電線を設く、此歳、日本と交通す、後二年、鐵道、及陸地電線を設く、紀元千八百七十四年、李鴻章の建議により、日本及び西洋諸國へ公使を送

り、又た王凱泰の建議により、各國に領事を置く、帝崩す、子なし、醇親王の子、載活、立つ、是を
 今上帝と爲す、穆宗の從弟なり、即位の年、秘魯國と條約を結ぶ、後二年、書生二十人を選抜して、英、佛、二國に留學せしむ、後數年、黑旗軍、安南界に起りしも、久しからずして鎮定し、翌年、佛國と交戦せしも、甚しき勝敗なくして止む、當時、左宗棠(既に死す)、李鴻章、曾紀澤、張之洞、等の名臣、或は外使となり、或は内相となり、銳意治を圖り、外國威を輝さんとせり、未だ急遽に長足の進歩を爲すを見ずと雖も、世界に於て、一強國たるを失はず、
 支那、現今の版圖、左の如し、

支那本部 面積百二十九万七千九百九十九方哩

附庸

滿州 面積二十九万二千三百十方哩

蒙古 面積百廿八万八千方哩

西藏 面積六十五万五千五百方哩

天山北路又づんがりや

面積十四万七千九百五十方哩

天山南路又東とるさすたん

面積四十三万八千方哩

合計 四百七十七万九千五百五十九方哩

初め、世祖の禍乱を裁定し、鼎を燕京に定むるや、治國の要、先づ文教典禮にあるを知り、意を用ゐて治を圖れり、或は孔子の祭典を行ひ、或は攝政王及諸王貝勒等の儀仗を定め、或は遼、金、元の三史を翻譯せしめ、馮詮に命じて樂章を定めしめ、又た國民をして剃髮せしめ、又た滿漢二族の相婚姻するを許るす、又た詔して明史を修せしむ、聖祖に至り、躬ら耕籍

の禮を行ひ、農桑を勸め、又た詔して康熙字典を撰らしむ、世宗に至りては、又た明史を修せしめ、新に闕里の文廟を修む、乾隆に至りては、頗る其盛を稱す、大清會典、大清一統志、等を撰ばしめ、水滸傳と禁し、御製文集と刪定せしむ、是故に、清初頗る文人學士を出す、錢謙益、吳梅村、魏叔子、侯雪苑、王漁洋、等より降て、顧炎武、袁若虛、袁隨園、趙甌北、蔣藏園、等の輩續出し、或は詩賦に、或は文章に、各其盛を致せり、去れ共、要するに、清朝の學問の考証一偏、止まり、更に創作的のものなく、現今大家の稱ある彼の俞樾も、群經平議、諸子平議、等の大著あるも、偏に字義の穿鑿に止まり、少しも微妙高尚なる思想の發展なし、支那人の思想や衰へたりと謂ふ可し、而して、現今の學制を見るに、學術の攻究に二種あり、一は應擧の學にして、官吏登用試験志願者の爲すところにして、四書六經に通し、詩文を能くするを要し、一は實學と云ひ、經學、史學、經濟學、掌故學、輿地學等を學ぶ、

輓近、外國と締盟せしより、歐州學術の研究、忽諸に付す可らざるを知り、頻りに注意して、人才を養成せり。北京に同文館あり、上海に廣方言館あり、天津に醫學校、電信學校あり、又た兵學校には天津に武備學堂、水師學堂あり、福建に水師學堂あり、何れも西洋の方式に従ひ、教授す、要するに、西洋語學、及び學術の研究は、益盛なりと云ふ可し。

政府の組織　支那全体を總轄するを内閣と云ひ、内閣に八部あり、始めの吏部、禮部、戶部、兵部、刑部、工部の六なりしも、外交の開けしより、是れに總理各國事務衙門、及び海軍部を合せて八部とす。以上は中央政府にして、地方は省、府、縣に分れ、省に總督、巡撫あり、省内の事務を總理す。

滿州部は三省に分ち、盛京を以て首府とし、盛京に禮部、戶部、兵部、刑部、工部の五部を置き、滿州内の事務を總理し、重大なる事件の之を北京内閣に上奏して、裁可を仰ぐ。滿州地方の魯國に接するを以て兵備を要す、故

置く、
 又、黑龍江地方に將軍を置き、行政權を兼ねしめ、内部に知府、知縣を

内外蒙古西藏部の

理審院

蒙古　酋長　駐劄辦事大臣

西藏　達賴喇嘛　駐藏大臣

と分る。蓋し内外蒙古の遊牧人種にして、地方官を置く可きに非ず、故に各部酋長に親王或は郡王の封號を授け、部落を總轄せしめ、而して理審院を北京に置き、駐劄辦事大臣を派遣して、酋長を監督せしむ。又た西藏の喇嘛教の盛なる地方にして、達賴喇嘛の權力強盛にして、兵事、司法、行政の權を掌握し、清代に至りて、稍其兵力を削り、駐藏大臣を送りて、共に事務を總理せしむ。

清朝官制略の左の如し

内閣

大學士

宰相の事なり

協辦大學士

副宰相の事なり

軍機處

軍機大臣

國內の樞機を握る

八部

(日本の省に似たり)

尙書

(日本の大臣に似たり)

侍郎

(日本の次官に似たり)

郎中

(日本の局長に似たり)

員外郎

(日本の局次長に似たり)

都察院

左都御史

長官なり

給事中(十六人)

北京政府内の事を司り

御史(三十二人)

地方政府の事を監督す

以上中央部にして地方部の

總督

二省毎に一人あり但し直隸及四川は各一人あり

巡撫

各省一人あり但し直隸及四川にはなし

布政使

各省一人にして財政を司る

按察使

各省一人にして司法を司る

將軍

滿州兵の駐在する一鎮臺の司令長官なり

提督

各省一人にして一省中の支那兵を指揮す時として水師提督と二人あるとあり

學政

省内の教育を司る

道台

知府布政使按察使の管轄外にあるものを治むる
遞運輸等を司る

清

知府 府内の行政、司法、租税を司る
知縣 知府の命を奉じて縣内に行ふ
土司 土蕃の長に政府より官を授けたるなり
清の財政 中央政府に戸部あり、全國の財政を統ふ、各省に布政使ありて、省内の財政を司り、而して府縣には知府、知縣ありて、其財政を司る、蓋し支那の財政は、實に其詳細を知るに苦しむ、今同治の末より光緒に至る迄を、戸部の調べたるものを擧ぐれば、

歳入各項

第一種 田賦

田賦銀

(地租なり)

田賦耗羨銀

(官吏の手数料に宛つ)

丁口賦銀

(丁年者に課す)

清

漕賦銀

(南方より北方に米を運送するに課す)

蘆課銀

(蘆田に課す)

屯田賦銀

(屯田兵に課す)

土司貢賦銀

(土蕃より貢す)

第二種 關稅

内地稅關銀

(關門にて通過する物貨に課す)

同羨餘銀

(以上の手数料なり)

厘金稅銀

(内地運搬の物品に課す)

海關稅銀

(年々増加するを見る)

第三種 經常稅

驛遞稅銀

(脚夫驛遞に課す)

鹽稅銀

(鹽商人に課す)

同雜収銀

(官吏の手數料なり)

第四種 各種稅

礦稅銀

漁稅銀

茶稅銀

牙行稅銀

(商人の組合に課す)

商稅銀

(材木商、藥種商等に課す)

典商稅銀

(質屋に課す)

釀酒稅銀

(二三年前より止む只た山東に行ける)

契稅銀

(契印を願ふ時に取る)

鋪稅銀

(北京城内及福建城内に鋪を開くものに課す)

雜稅銀

以上總計銀九千三百廿一万二千八百四十六兩

穀八百四十五万六千四百九十四石

草四百六十八万七千一百三十束

歲出總計銀七千二百五十五万九千四百八十一兩

穀三十五万八百八十四石

清

(一三二)

社會の組織 支那文明の進歩の概して人民の力に依ると謂ふべく、而して人民の力とハ郷紳の力なりと云ふ可し、郷紳とい地方の有力家にして、左の三資格を備ふるに非ざれば、郷紳と云ふ能はず、第一名譽(學位を有する事、顯要の地位にある事、或ハ父祖子姪の顯要の地位に在ること等)第二財産、第三德望(德望に二種あり、永く其土地に住する爲め、從て尊重せらるゝと、又た或ハ事業に従事するか、或ハ慈善等を爲して尊重せらるゝと、なり)是なり、郷紳ハ地方官と人民との間にありて、常に

其調和を計り、地方官の郷紳の承諾を経ざれば、如何なる事も之を斷行するを得ず、又た郷紳等の互に相助け、財産を投して、人民の爲めに事業を爲すとあり、去れども、一利あれば一害あり、郷紳の時に財産と徳望とを頼みて、地方官に抗抵するあり、又た親戚に法を犯すものあるも、地方官の充分に之を罰するを得ず、又た郷紳の属托の地方官之を拒絶するを得ず、

支那に一種の警察あり、之を保甲と云ふ、地方の都會に保甲局あり、其下に保甲分局あり、都會を數區に分ち、每區分局之を管す、又た一村或は二村毎に地甲あり、殆んど我邦の村長に均しく、且つ警察を司る、保甲及地甲の職分、人口戸籍を調査し、盜賊を逮捕し、邪教を信すると禁し、風俗の壞亂を拒く、

支那の驛遞に官私の二種あり、官設の全國各驛場に人夫を備へ、官の文

書を遞送す、民業の驛遞の各地方に信局あり、其の資本の小なるもの、僅かに一地方の郵書を取扱ふに止まり、大なるもの、全國に通す、頗る確實にして且つ神速なり、

支那の鐵道の、現今、台灣と天津近方とに止まる、去れども、支那人の鐵道の利益と知らざるに非ず、今帝の父、醇親王、すらも北洋艦隊の操練を見て、大に悟る所あり、今の鐵道賛成家なれども、國內種々の事情ありて、未だ充分に敷設するを得ず、

電信の頗る盛にして、最初風水の説の爲めに妨げられしも、明治十四年、初めて着手して、十九年に殆んど全國至る所に見ざるなき程になり、其時の調査によれば、支那里にて三万五千有余里なり、

慈善に三種あり、曰く接流所、曰く育嬰堂、曰く清節堂、是れなり、接流所と窮乏の民を養ふ所にして、育嬰堂に樂兒孤兒を養ひ、清節堂の中等

以上の穿婦と養ふ所なり此等の經費ハ官民の二途より出づ

支那新歴史終

明治二十五年七月廿五日印刷
同二十五年七月廿六日出版

版權登錄

發行者

東京府士族

小野英之助

北豊嶋郡雨千住町元地方橋場町
千三百八十番地



發兌元

富山房書店

東京神田區裏神保町九番地

印刷者

松本義保

東京京橋區弓町十三番地

同信仙同同甲靜同千同山名名同長同長同同高同紀紀橫
州台 府岡 葉 形 古古 嶺 門 知 州州賀
市 本 町

協高一內五徵勝廣立素伊與片熊立立松山澤開津平瀨間
美力藤明見翹月藤野 野 本花野 原 中本 成田 井吉
和健堂古 真 儀支 晨彌 四 吉卯榮 兵 專駒 支兵 文
書二書正 儀支 晨彌 四 吉卯榮 兵 專駒 支兵 文
堂店郎 店八堂 取店 社平 七堂 郎藏 吉次 衛吉 吉店 符 祠 店 堂

同岩岩岩伊同伊周安讚筑筑豐豐豐雲福阿同近同同同福
代手手勢 豫防藝岐後前後前前州岡波 江 嶋

田鑑梅中伊曾土淺松增三林山梅蝶大博坂中澤田與博石
中屋津東我肥田村田池 川 津谷 瀧 開 井 村 中 村 向 川
左善喜象太 伊與一善保書斧三 壽進利分萬藤次 善右 支
善右 伊與一善保書斧三 壽進利分萬藤次 善右 支
巫太八松郎平平郎助藏店助郎平助七社吉平郎平門店店

加同同和同同同同同同同同同京同同同同同同大同同東
州 泉 都 坂 京

近本鈴鈴洽大辻出岡村便今東藤岡松青此金森博杉水明
田田木木文谷本雲本上 井枝井嶋村木村港本聞本野
八庄久仁文寺 勘利七律孫 九恒 堂 本 野
左衛祭三書兵四 文仙 兵 郎書兵 支兵 三 庄 支 專分書二
門郎吉郎館術郎郎助術堂術房術店術郎助店助社店郎堂

橫相同下同上備同備同備同越越同同同越同越同同同加
須州浦賀 總 總後 中 前 後後 中 前 州

大山正石丸松三江西渡森本樋弦文小大守品岡能雲益岡
塚本 井屋木木澤邊 多屋 卷港林橋川川崎登 田崎
善兵 藤兵 兵 伊六源 勝左十書重 甚兵 爲喜 安 太與
喜術堂七術屋術平藏藏米吉門郎店堂吾術吉助平堂平平

同横同中同遠武三同青熊美播丹羽同同羽同同陸宇次
仙 都
瀧 道 州州河 森本作磨波後 前 奥前宮城

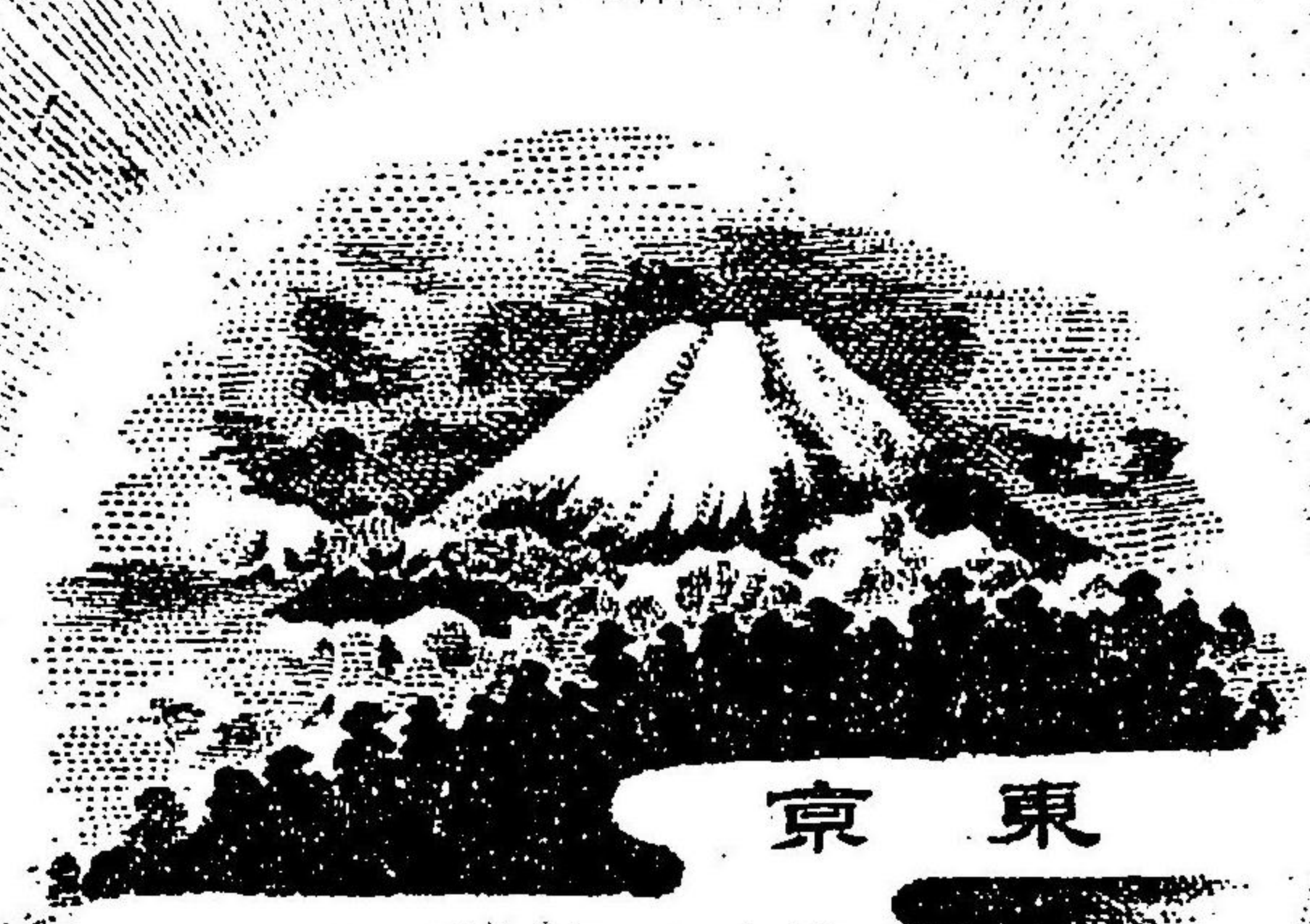
里丸長芝松三杉高野梯石室山内板牧伊地浦野池高内塚
見善嶋嶋屋原浦須崎崎渡多野藤五野藤主山崎田橋山本
亭爲久好屋平九忠房郎郎郎郎郎郎郎郎郎郎郎郎郎郎郎
次書一太五甚衛兵兵書一長半左徳彌文正兵吉藏港書
郎店郎郎郎藏門八衛衛房郎平七門郎七藏吉衛助七郎房

下上馬神柄伊小常秋佐但石伯同北若埜札馨美函山神
奈 田 石海
野野關川木賀原陸田渡馬見者狩道狹玉幌城濃館口戸
札幌

糸菊西伊叶豊米鯨藤萬甲安德横西堀大前松三常飯十
屋屋尾勢屋佳田井田屋利達岡山澤口屋野屋浦野田
清源書梅右兵兵三兼長安次次次二嘉庄辰健源書軍支
助作店藏門衛衛郎吉平助郎郎郎郎吉藏藏助助房次店

32
/
73

155



東 京

富 山 房 書 店